

花 卷 市 都 市 計 画 審 議 会 会 議 録

日 時	平成 22 年 3 月 18 日 (木) 15 : 30 ~ 17 : 30
場 所	花巻市役所本庁 本館 3 階 委員会室
出席した委員 (13名)	<p>学識経験者 (第 1 号委員) 高橋 善悦、藤田 康雄、鎌田 慎一、猿舘 祐子</p> <p>市議会議員 (第 2 号委員) 藤原晶幸、松田 昇、小原雅道、照井明子、阿部一男</p> <p>関係行政機関 (第 3 号委員) 国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所長 今日出人 (※ 調査第二課長 藤田 公典)</p> <p>岩手県職員 (第 4 号委員) 岩手県県南広域振興局花巻総合支局保健福祉環境技監花巻保健所長 阿部 裕行</p> <p>岩手県警察本部花巻警察署長 豊岡 茂 (※ 交通課長 神田 秋雄)</p> <p>岩手県県南広域振興局花巻総合支局土木部長 奥山 稔</p> <p style="text-align: right;">(※は代理出席者)</p>
欠席した委員 (2名)	<p>学識経験者 (第 1 号委員) 宮澤 啓祐</p> <p>市議会議員 (第 2 号委員) 齋藤 政人</p>
市出席者	<p>花巻市長 大石 満雄</p> <p>建設部長 照井 健介</p>
説明等のため 出席した市職員	<p>建設部都市整備課 課長 漆沢 清孝、課長補佐 大木 信彦、 計画係 主査 火石 浩子、副主任 小原 光春</p>

1 開 会

進行 都市整備課長補佐) ただ今から、都市計画審議会を開催いたします。

初めに、大石市長よりご挨拶申し上げます。

2 あいさつ

市長) まず持って、今日は皆様方、大変貴重なお時間を割いて頂きまして、ご出席を頂きました事感謝を申し上げたいと思います。

また、本当に日頃から花巻市の市政に対しまして、色々な角度からご支援を頂いております事を、心から御礼を申し上げたいと思います。ご案内の様に、今日は、都市計画マスタープランの内容について、皆様方からご意見を頂戴いたし、そして、最終的に成案の方に持って行くという内容でございます。この計画は、皆様方にご案内の事なんですけれども、何れ都市計画に関する基本的な方向性というものを決めて行くというものでありまして、国土利用計画花巻市計画というものを以前に作りました。これは、土地利用の方針の計画でありまして、それにのっとって今度はこっち側に入って来るという関係がございます。それで、さらに花巻を6地区に別けて、土地利用の方針ばかりでは無く、交通体系ですとか、環境の整備ですとか、そういうものの大きな方針をここでしっかり決めて行くというものであります。それで、この計画自体が非常に柔軟性のある計画であります。非常に細かい計画まで盛込んで計画を作る事も出来れば、これだけは必要だというのだけで抑えてしまう事も出来ます。ですから、例えば、旧花巻市の場合で作ったものは、当時中心市街地活性化基本計画というのがありましたから、それまでも盛込んでいたんですよ。でも、それも盛込まなければならないというの無いんですよ、実は。ですから、今回は私の考え方で、そういう様な計画までにしたいなど、いわゆる青写真を描ける様な、連想出来る様な計画まで充実させようかなということで、実は始まったんですよ、当初は。ところが、なかなか時間的なものというのは、そうそう簡単に出来るものではないというのもありまして、やはり、今度合併したことによって、都市計画区域に盛込まないと、都市計画区域を決めていけませんので、それが、やはり一番大事なことになるので、そういう意味で、これを早めに作っておかなければならないという考え方から、方針を変えまして、大事なエキスだけで、今回は大方針の様な形で抑えてしまいたい。それで、この方針を基に、これからそれぞれの個別の計画というものを、しっかり組み立てて行きましょうねというのに使いますよということで、内容を整理させて頂きます。ですから、割とシンプルに出来あがっております。ですから、逆に言えば、これからの色々な個別な計画を作るにあたっては、そちらの方が柔軟に、これに則して作って行くことが出来るとでということもなって参ります。ですから、その辺のところをご理解を頂いたうえで、今日は協議をどうかして頂きたいと思います。それで、色々なご意見を頂いて、出来るだけそれらを踏まえて最終的なものとさせて頂きたいと思いますので、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

委員等紹介

進行 都市整備課長補佐) ここで、平成20年2月の審議会開催後、委員皆様に一部異動がございましたので、委員名簿の順に本日出席の委員をご紹介します。

学識経験者の委員をご紹介します。藤田 康雄 (ふじた やすお) 委員でございます。当審議会の会長でございます。高橋 善悦 (たかはし ぜんえつ) 委員でございます。当審議会の会

長職務代理者でございます。鎌田 慎一（かまだ しんいち）委員でございます。猿舘 祐子（さるだて ゆうこ）委員でございます。次に市議会からの委員をご紹介します。藤原 昌幸（ふじわら しょうこう）委員でございます。松田 昇（まつだ のぼる）委員でございます。小原 雅道（おばら まさみち）委員でございます。照井 明子（てるい めいこ）委員でございます。阿部 一男（あべ かずお）委員でございます。次に関係行政機関の委員をご紹介します。国土交通省河川国道事務所長の今 日出人（こん ひでと）委員の代理の藤田 公典（ふじた きみのり）調査第二課長でございます。次に岩手県職員の委員をご紹介します。岩手県南広域振興局花巻総合支局花巻保健所長の阿部 裕行（あべ ひろゆき）委員でございます。岩手県警察本部花巻警察署長の豊岡 茂（とよおか しげる）委員の代理の神田 秋雄（かんだ あきお）交通課長でございます。岩手県南広域振興局花巻総合支局土木部長の奥山 稔（おくやま みのる）委員でございます。なお、宮澤 啓祐（みやざわ けいすけ）委員と齋藤 政人（さいとう まさと）委員は、本日欠席でございます。

続きまして、本日の審議会に説明等のために出席致しております、市の職員を紹介いたします。建設部長の照井健介です。都市整備課長の漆沢清孝です。

以上で、委員並びに職員の紹介を終わります。

市長は所用のため、ここで退席させていただきます。

進行 都市整備課長補佐）それでは、早速議題に移りますが、当審議会条例第 4 条第 2 項の規定により会長を議長とし、以後の進行を会長にお願いすることといたします。なお、委員の発言にあたりましては、各委員の前に準備いたしております、マイクをご利用くださるようお願いいたします。

それでは、藤田会長、よろしくお願いいたします。

【会長議長席へ移動】

----- 会議録署名委員の指名について -----

会長）それでは議題に入りますが、その前に、会議録署名委員の方をお願いしたいのですが、議長独断でよろしいでしょうか。

【異議なしの声】

それでは、花巻市都市計画審議会運営要綱第 11 条第 2 項の規定により、会長が審議会において指名することになっておりますので、本日の会議録署名委員は、小原雅道委員と奥山稔委員の 2 名の方をお願いいたします。

----- 3 議案審議 -----

会長）それでは、早速ですが議案に入ります。本日の議題は、「花巻市都市計画マスタープランについて」ということですので、取りあえず事務方の方から説明を頂きまして、委員の皆様方の当審議会における意見ということで、進めて参りたいと思います。統一的なまとめが出来るかどうか解りませんが、精一杯努めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ます。それでは、早速ですが事務局の方から説明をよろしくをお願いします。

建設部長）それでは、私から都市計画マスタープランの（案）について策定の趣旨や位置付け構成などの序章部分について、また、今までの経過の若干と、今後のスケジュール等についてご説明を申し上げます。このマスタープランの、お配りしておりました、1 ページをご覧頂きたいと思います。まず、計画策定の意義についてでございますが、先程市長も挨拶で触れましたが、都市計画マスタープランは、平成 4 年 6 月の都市計画法の改正によりまして、規定されました、市町村の都市計画に関する基本的な方針でありまして、都市計画区域を有する市町村が定めるものとされております。合併前の旧花巻市は、平成 10 年 8 月、それから旧東和町におきましては、平成 9 年 3 月に策定しておりました。次に、計画の役割でございますけれども、都市計画マスタープランの役割は、総合的な都市整備、個別の都市計画、都市づくりを推進するための指針となるものであります。それと、同じく 1 ページのところでございますけれども、計画の位置付けとしましては、長期的な視点に立ちました方針として、個別の都市計画を推進する指針となり、その内容は、花巻市総合計画、国土利用計画花巻市計画に則するとともに、他の分野別計画と整合を図ったものとしております。次に、2 ページをご覧頂きたいと思います。対象の区域は、具体の都市計画というものは、都市計画区域内でしか展開されない訳ですが、合併による市域の拡大に伴う都市計画区域の見直し、都市の一体化という視点から、市域全体をマスタープランの対象区域としております。次に、計画の構成でございますが、本マスタープランの構成でございますけれども、本編の方の 4 ページからが、第 1 章目指すべき都市像、それから 11 ページから第 2 章でして、分野別の整備方針となっております。市域全域の方針を示す内容で、全体構想を構成するものとしております。28 ページからは、第 3 章でして、地域別の整備方針となっております。43 ページの第 4 章は、取組みの方針を示しております。以下、全体構想と地域別構想の内容につきましては、課長の方から説明いたしますが、基本理念といたしましては、都市機能集積地同志の連係による市域の一体化を目指すこと、花巻市の地理的、歴史的位置付けを踏まえ、恵まれた自然環境、文化、観光資源及びこれまで蓄積して参りました社会資本及び民間活力を最大限に活用し、豊かで活力ある持続可能な都市づくりを目指すものとしております。次に、若干の経過と今後のスケジュールについてでございますけれども、平成 19 年 11 月の都市計画審議会でお示ししました様に、平成 19 年度から策定作業を開始致しました。当初、平成 20 年度を策定と申上げておりましたが、遅れてしまいまして、平成 21 年 11 月に議会への説明、その後パブリックコメント、各地区での説明、国・県との調整を経まして、本日、審議会にご説明しご意見を頂くということになりました。このあと、決定いたしまして、公表、それから県に通知ということで考えております。また、決定後のスケジュールといたしまして、主に都市計画審議会との関係でございますけれども、市の都市計画マスタープランの決定を受けまして、都市計画区域の決定は、県が行うものでありますので、花巻市の現在ある二つの都市計画区域の統合、それと、区域マスタープランとあって、ややこしいんですが、都市計画マスタープランではなくて、県の区域マスタープランというものが、都市計画区域毎に策定されておるものがありますけれども、そちらの方を区域の統合と県の区域マスタープランというものを、県が決定を行うこととなります。これは、合併した奥州市とか一関市も、同じ進行をしております。その県の決定に際しまして、花巻市に県が決定する際の意見を求められることとなりますので、それは、恐らく平成 22 年度だというふうに考えておりますが、それに関して、この審議会に諮ることとなります。それから、都市計画区域の、今の県決定と申上げましたけれども、区域統合に伴いまして、今度は市の決定の用途地域の変更とか、都市施設、都市施設というのは、道路とか公園とか下水道ですが、その変更。地区計画の変更というものが、

これは市決定でございますので、県の決定に伴いまして、都市計画審議会に諮って、市もそれを決定するというふうになります。従って、それも都市計画審議会に諮るということになります。これは、先程の県の決定後に行うということになりますけれども、進み具合によっては、同時になることもあるということでもあります。あまり、ややこしくなるとお思いますので、何れそういう都市計画審議会に関わることが、今後出てくるということでございます。以上、都市計画マスタープランの(案)につきまして、策定趣旨や位置付け、構成等の序章の部分について、それから今後のスケジュール等についてご説明申し上げます。引き続き課長の方から、全体構想と地域別構想の内容、それからパブリックコメントでの出された意見と、それへの市の考えにつきましてご説明をいたします。

会長) ありがとうございます。その次の説明ということで、事務局の方からご説明願います。よろしくお願います。

都市整備課長) はい。それでは、私の方から第1章から第4章の各章の内容について、概略のご説明をさせていただきます。それでは、まず、第1章の目指すべき都市像のところでございます。4ページをお開き頂きたいと思っております。都市づくりの理念については、先程部長の説明がありましたが、その理念を明確化するために、4ページにあります通り、「活力と交流を創造する 快適なまち はなまき」を都市の将来像に設定しようとしてございます。この将来像を実現するための都市構造につきましては、4ページから5ページのところに記述しております。基本的な考え方というところでございますけれども、「都市機能ネットワーク型」の都市構造により、盛岡都市圏と県南都市圏の連結部としての機能強化を図り、7ページの三つの目標を掲げてございます。「暮らしやすいコンパクトな都市づくり」「安心して住み続けられる都市づくり」「花巻らしさの継承による活力ある都市づくり」という三つの目標の達成を図るものでございます。次に、この目標を達成するための将来都市構造について、若干説明させていただきます。5ページのところに要素の定義等記述してございまして、その配置と言いますか、我々、いわゆる将来都市構造図と言ってございますけど、それは、8ページにお示ししてございます。こういう都市構造図でございまして、最初に要素のご説明をしたいと思っております。また5ページの記述になりますけれども、都市機能拠点ということで、拠点という要素を設定しようとしてございます。四つ程拠点を設定しようとしてございます。「総合サービス拠点」というのが最初でございまして、8ページの図面を見て頂ければ解ります通り、花巻、石鳥谷、東和の中心部、都市計画で言う用途地域が被さっているところでございます。それと、大迫町の中心部でございます。この拠点のエリアについては、行政・商業・業務・文化・福祉サービスという市民生活全般のサービスを提供する拠点として位置付けようとしてございます。次がコミュニティー拠点ということで、身近な日常生活のサービスや、地域社会の交流の場として、地域振興センターを中心とする27の拠点をコミュニティー拠点として位置付けようとしてございます。それから、観光レクリエーション拠点及び工業・流通拠点でございまして、これは、将来構造図にございまして、既存の機能集積地を基本に、その充実を図る地区として位置付けようとしてございます。観光レクリエーション機能については、既存の、既成市街地の総合サービス拠点内にも、その機能は有してございますので、内包されているとお考え頂ければと思っております。次の要素として、今ご説明しました拠点のところを、「都市機能ネットワーク型の都市構造」という考え方を示ししてございますので、それ支える重要な要素でございます軸というところが、6ページからでございまして、設定しようとしてございます。四つ程設定したいと

考えてございまして、最初が国土連携軸ということで、8 ページの図面でいいますところの、肌色の実線でございまして、国道4号及び高速道路でございまして、これにつきましては、国土の骨格となる国土レベルでの産業活動や人的交流を担う軸という考え方でございまして、その次が都市連携軸ということで、肌色の破線で示してございまして、国道で言いますと283号とか456号ですね。それから、主要地方道等でございまして、これにつきましては、隣接都市圏との連携を主体とする軸という考え方でございまして、次が地域連携軸ということで、茶色の破線でございまして、これにつきましては、先程ご説明しました四つの総合サービス拠点間の連携軸ということで設定したいと、市域の一体化の軸となるという考え方でございまして、最後が、細かい茶色の破線で示してございまして、拠点連携軸ということで、総合サービス拠点等から観光レクリエーション拠点等へのアクセス軸という考え方でございまして、以上の四つの軸によりまして、先程申し上げました「都市機能拠点ネットワーク型の都市構造」の実現を目指そうとするものでございまして、次がゾーンということでございまして、土地利用の方向性を示すということでございまして、これにつきましては、先程の市長の挨拶にもございました通り、国土利用計画花巻市計画で定めた、土地利用の方向性を踏まえまして、定めようとしてございまして、これについては、14ページの土地利用方針図という方が、非常に将来都市構造図よりは見やすくなっておりますので、こういう配置だということでございまして、五つのゾーンを設定しようとしてございまして、最初に、ピンクの商業・業務・居住複合ゾーンということでございまして、これは、都市機能の誘導を積極的に図る商業・業務・居住複合ゾーンとして、先程説明した四つの総合サービス拠点を中心とする地区と、用途地域を持っております花巻空港駅周辺及び新花巻駅周辺の用途地域を、このゾーンに設定しようとしてございまして、次がピンクのゾーンを取り囲む農業ゾーンでございまして、これは、二つ設定しようとしてございまして、最初が農業地居住ゾーンということでございまして、優良農地の保全を図りつつも一定の居住環境の形成も図りたいという地域でございまして、さらにその次の中山間地居住ゾーンということでございまして、ここにつきましては、農地や里山の機能維持と集落の利便性向上を図るゾーンに設定したいと考えてございまして、次が青の工業・流通ゾーンでございまして、これは、産業基盤の充実を図る区域ということで、既存の工業団地及び流通業務団地と、西部の北上市境のところに第三工業団地の予定地がございまして、ここの部分はそうした土地利用のゾーンに設定したいと考えてございまして、次が、それ以外の部分でございまして、当市の豊かな自然環境の保全を図る区域として、自然環境ゾーンとして設定したいと考えてございまして、以上が、第1章のご説明となります。次に第2章、11ページからのご説明となります。ここでは、都市計画の直接の対象となる土地利用、道路、公園、上下水道や防災について、花巻全域についての整備、開発、保全等の方針を定める分野となっております。最初に、11ページの(1)の都市計画区域の再編でございまして、これが、合併に伴いまして、今、二つの都市計画区域が併存しておりますが、やはり、一つの都市には一つの都市計画区域が望ましいという基本的方向がございまして、花巻都市計画区域と東和都市計画区域の統合を進めます。それから、区域統合プラスですね、現在都市計画区域になっていない区域がございまして、これらについて、具体的にはここに記述してございまして、大迫地域の一部、幸田地区、横志田地区及び東十二丁目地区の一部について、将来像の実現に向けた都市環境の誘導のため、都市計画区域への編入を進めますということでございまして、ただし、都市計画区域の指定権者と言いますかは、岩手県でございまして、そちらとの調整及び地元との、今後の調整を踏まえてと参ります。こちらが編入でございまして、次の三つ目の点につきましては、開発の動向等の必要性から、今、都市計画区域に入れておりますけれども、社会情勢の変化に伴いまして、田瀬地区につい

ては、除外を検討して参りたいと考えているところでございます。次が具体の分野別の内容で
ございます。最初に、土地利用につきまして、12 ページからでございます。上の網掛けのと
ころに基本的な方向性ということを示してございまして、既存ストックの有効活用によるとい
う基本理念の部分掲げてございます。次の二番目の点で、優先的に都市機能の集積を図るエ
リアとして、商業・業務・居住複合ゾーンの内の東は北上川、西は東北縦貫自動車道、南は北
上市境、北は瀬川に囲まれた区域を、優先区域として設定したいという方向性を書いてござい
ます。先程示しました通り、方針図については 14 ページにございます。ゾーン毎の記述等
については、長くなるので割愛させて頂きたいと思っております。次が 15 ページになりますが、交通
体系整備、先程の都市構造でご説明しましたが、軸に対応する部分でございます。網掛けのと
ころの基本的な方向性ということについては、先程の土地利用と同様に既存の施設の有効利用
を基本とするということで、交通のネットワークに拠点間の連携や円滑な交通の確保に資したい
ということと、生活交通の確保や交流人口の拡大など、地域特性に合わせた交通環境の整備と
活用を図って参りたいという考え方でございます。この考え方については 16 ページに概念
図をお示ししております。18 ページには、その方針図ということで、整備等の考え方を検討す
る内容とかをお示ししてございます。道路ネットワークの構築により、市域の一体化を図ると
共に、南北は盛岡都市圏・県南都市圏との連携、東西は遠野・三陸地域の観光面・物流面、そ
れから、西部については雫石・西和賀地域との観光面での連携を目指そうとするものです。今
回お示している表紙につきましては、こうした都市構造イメージと、花巻市の持続的な成長
を表したということで、イメージとして表紙に絵を掲げてございます。次は 19 ページをお開
き頂きたいと思っております。都市空間の形成要素として重要な、公園・緑地等の保全についてで
ございます。基本的な方向性としては、自然環境と調和し骨格的な緑と河川空間のネットワーク
により、暮らしの近くに自然を感じられる都市づくり。もう一つは、市街地においては、市民
協働による緑化の推進と公園・緑地の整備・維持を図ろうとするものでございます。その方針
図については、21 ページに示してございます。次の分野であります定住環境の整備というこ
とで、22 ページでございますが、これは、快適な市民生活の向上という分野で、上下水道や居住
環境の部分でございます。基本的な方向性としては、ここに三つ掲げてございますが、汚水
処理基本計画に基づく効率的な整備の促進と、環境に優しい都市づくり及び定住促進のための
コンパクトな都市づくりを目指そうという方向性となっております。次が都市空間の形成の
要素となります景観形成でございます。24 ページに記述してございますが、基本的な方向性
としては、これまで形成された景観の継承と、市民協働による景観形成の推進体制により、一
つ目は自然を活かした景観形成。二つ目として、快適さを感じられる都市景観の形成。三つ目が、
歴史的・文化的な景観の形成。四つ目が、魅力ある観光地景観の形成。五つ目が、水と緑の景
観軸の形成。これらの内容毎に記述をしてございます。最後になりますけれども、災害に強い都
市づくりという視点での、安全・安心の都市づくりについてでございます。26 ページからで
ございますけれども、基本的な方向性としては、医療・福祉施設へのアクセス性の向上。それか
ら、自然災害に強い都市づくりを進めて参りたいという方向でございます。以上が、所謂全体
構想といわれる、全域に掛かる内容でございます。第 3 章からは、地域別の構想といわれてお
ります、地域別整備方針でございます。地域別の分け方につきましては、28 ページに区分図が
ございます。これは、国土利用計画花巻市計画の区分図に基づいた区域割りでございます。六
つ設定してございまして、順次西側の地域から説明させて頂きます。最初が 29 ページの西部
森林地域ということでございます。記載の中身としましては、最初の左側のページに、先程全
体構想でお示した、分野別の部門毎に地域別の方針・将来像等を記述して、その内容を隣の

ページに、絵として示してございます。西部森林地域につきましては、地域特性としましては、貴重な生態系を有する森林主体の地域でございます。将来像は、上の方にございますが、「奥羽の山なみに連なる緑濃い深山の仙境」で、主なという内容でございます。自然環境の保全が主体の地域であります。ただ、唯一花巻大曲線については、雫石・西和賀地域との連携軸でございますので、環境保全に配慮しつつ交通軸の整備を目指して参りたいという内容でございます。次が 31 ページになりますが、西部地域でございます。主な範囲といたしましては、高速道路の西側というエリアと考えて頂ければと思います。この地域の特性としましては、「優良農地や豊富な観光資源を有し、工業開発も進む地域」でございます。将来像としては、「恵まれた大地を活かした生産基地形成と湯の郷」という内容でございます。農地の保全が第一でございますけれども、工業・観光集積との交通ネットワークや定住環境の整備により、定住人口や交流人口の誘導も図ることも目指そうとする地域でございます。次が 33 ページでございます。中部地域で、この範囲につきましては、石鳥谷から北上市境までの本線沿いでございます。西側が概ね高速道路まで、東側は、北半分までが北上川まで、南半分が新幹線までのエリアまでという区域でございます。この地域の特性は、「本線沿いに市街地が連担して形成された地域」で、将来像としては「多彩な機能が集積しメリハリのある都市空間」を目指したいということで、都市活動を支える都市基盤の形成のため、未利用地への民間活力導入と、道路網や地域公共交通の充実、定住環境整備を図り、石鳥谷と花巻の総合サービス拠点がございますので、それらを含む区域全体の活力向上及び隣接する都市圏との連携強化を目指そうとする地域でございます。絵が 35・36、内容が盛り沢山なので 2 ページに分かれております。次が 37 ページとなります。中部北地域ということで、エリアとしては先程言いました北上川の東側で、石鳥谷の新堀、八重畑及び大迫の亀ヶ森、大迫の中心部がエリアと考えて頂ければと思います。このエリアの地域特性としては、「稗貫川中流・下流と遠野街道に沿って拓かれた地域」でございます。その将来像については「稗貫川に沿う自然に囲まれた果樹と街道のまち」ということで、基本的な方向性としましては、農地や里山の保全を基本としつつ総合サービス拠点である大迫地区の安全なまちづくりと、観光・レクリエーション機能の充実を目指そうとさせていただきます。次が中部南地域でございます。39 ページでございます。この地域の特性は「猿ヶ石川中流域の緩やかな丘陵地や盆地に拓かれた地域」ということで、将来像は「恵み豊かな自然と、田園文化を活かした交流のまち」という設定でございます。農地の保全を主体としつつも、総合サービス拠点である土沢地区については、都市機能の充実をはかり、交通体系の連携軸については、その促進を図って参りまして、歴史的・文化的な景観の保全により地域の活性化を目指そうとする地域でございます。最後が東部地域でございます。41 ページからですが、地域特性としては、「早池峰山麓・田瀬湖畔に集落が点在する地域」ということで、将来像は「早池峰の懷に抱かれた交流の花咲く山紫水明の里」と設定しようとしてございます。早池峰山麓・田瀬湖畔の優れた自然環境の保全と、森林の適正管理やレクリエーション空間としての有効利用及び広域交通ネットワークとの連携により交流人口の誘導を図ろうとする地域でございます。以上が地域別の概要でございます。最後が第 4 章計画の推進に向けてということで、43 ページでございますけれども、これまで説明してきた地域全体の将来像と、地域別の将来像の実現にあたりまして、三つの取決めによって目指そうとしてございます。第一点は、都市計画への市民参画がしやすい仕組みづくり、支援制度でございます。具体的には、都市づくりの提案やまちづくり協定にあたってのサポート、計画作成及び都市づくりに対する情報提供の支援に努めて参りたいと考えてございます。第二点が、総合的かつ効果的な推進のための連携と調整ということで、関係機関との連携強化や市民主体の都市づくり体制の充実と、各

種の都市計画制度の活用に努めて参り、地域課題に応じたきめ細かいまちづくりの推進に努めて参りたいという事でございます。最後は、今回提案の将来像の実現までには、大変長い期間を要することから、社会情勢の変化や基本的な施策に変更が生じた場合には、必要に応じて見直しを図って参りたいという事でございます。大変端折って恐縮ですが、以上が各章の概要の説明とさせていただきます。引き続きまして、これらについてパブリックコメントを実施してでございます。その内容についてご説明させていただきます。今日の資料としまして、花巻市都市計画マスタープランパブリックコメント実施結果という6ページの資料をお配りしております。意見の募集期間が平成21年12月1日から平成22年1月5日までの期間で行いました。単にコメントを頂くだけではということで、説明会を実施しております。最初に地域協議会に行っておりまして、11月24日に石鳥谷・大迫、11月30日が花巻の自治推進委員会というのがあるんですけども、そちら。12月11日に東和の地域協議会にご説明をさせていただきます。それら、住民説明につきましては、12月2日から18日までの間で、27振興センターに出向きまして実施してさせていただきます。209名の市民の参加を頂いております。それ以外にご要請がありまして、11月25日に花巻中央振興協議会、12月7日には商工会議所へのご説明をさせていただきます。これらの説明を踏まえまして、出された意見という内容ですが、文書でのご意見としましては、3団体7個人の10名の方から70件頂いております。ファックスが2件、メールが1件、持参が7件。それから、地域協議会及び説明会で出された意見が42件、計112件となっております。その概要が、意見の要旨に対する市の考え方を、対照にして取りまとめてございます。まず、内訳を若干説明したいと思いますけども、序章の部分が5件でございます。これについては、全て文書での意見でございました。第1章は25件でございまして、内訳は、文書が23件、説明会で出されたのが2件でございます。第2章は46件のご意見でございます。文書で34件、説明会での意見が12件でございます。第3章につきましては13件でございます。文書での意見が3件、説明会で14件、地域別でございまして説明会での意見が多くありました。第4章につきましては3件でございます。それ以外で、全体にまたがるものがございまして、用語関係が6件ございまして、文書が2件、説明会でのご意見が4件でございます。その他、全般といいますか、要望等の分類がひとくりに部分につきまして、10件ございます。こういった分野別でのご意見を頂いております。この内容につきましては、マスタープラン策定の公表と合わせまして、一緒に公表する内容となっております。以上で説明に代えさせていただきます。

会長) はい。ありがとうございました。ただ今、花巻市都市計画マスタープランについての説明がありました。この後、質疑ということに入りますが、皆さんそれぞれ、ご意見や質問をお持ちかと思っておりますので、一人ずつ順番に聞いていく方向で進めて行きますが、よろしいでしょうか？

【異議なしの声】

会長) はい。それでは、右回りでいきますか。高橋善悦委員、何かございますか？

高橋委員) はい。見せてもらったのですが、見せてもらっただけでございます。今日聞いて、良く勉強したいと思います。

会長) はい。解りました。それでは、鎌田慎一委員いかがですか？

鎌田委員) はい。私は、初めて委員をさせて頂きまして、審議会がどういうものか、まだ解らないので、皆さんの意見を聞いて勉強したいと思います。

会長) はい。解りました。それでは、猿舘祐子委員。

猿舘委員) はい。パブリックコメントの方で、色々出ている様なんですが、今日ざっと見て詳しい形は無いんですけども、これの全体を見た時に、区分が国土利用計画と一緒にということで、6地区に分かれているという形なのかなと思うんですが、多少感想になるんですけども、例えば、最後の景観というか、東部地区ですが、早池峰という言葉を使うのは良いんですけども、果たして田瀬が早池峰かなというのが、私は引っ掛かります。無理に6地区にこだわって、逆に言ったら地域の特性のようなものが、まったく違う形で出てしまう様な気がするというふうに感じますので、それぞれ持っている地域の特性を無理に言葉でひとくくりにするのは、ちょっと疑問に思うのかなと思います。以上です。

会長) はい。ありがとうございました。その辺のところの地域区分にあたって、なお且つそれぞれの地域の未来像・将来像を想定するときに、地域の特性をどのように事務局が考えられたのか、お答えできますか？

都市整備課長) 地域区分についての感想というか、ご意見でございますが、先程市長も挨拶で述べてございますが、市域が合併に伴い大きくなったということで、その区分を考えるにあたりまして、まず土地利用ということで、上位計画として国土利用計画がございまして、その中で土地利用関係の関係者が集まって、そういう区分を設定してございまして、これについては20年の12月議会でも、これは議会の承認事項となつてございますので、それが承認されてございますので、基本的に大きな土地利用の次の下に来る、都市計画の土地利用ということで、そういう土地利用区分を踏襲したということでございまして、ネットワーク等については全体で構成してございまして、地域毎の総合サービス拠点と、その外側にございます地域については、連携を図るという内容にしてございますので、各地域に分けて将来像とか書いてございませけれども、それらもネットワーク的にはフォローされてるとお考え頂ければと思います。

会長) 今のご説明でよろしいでしょうか。

猿舘委員) 先程市長さんのお話にもありましたので、これからきちんとした形で、中身が精査されるというお話だったので、これから地域毎の特性がもっと見えてくる様な形で、次に進んでほしいと思っております。

会長) それでは、次に藤原晶幸委員いかがですか？

藤原委員) はい。私は一点だけ、感想というか、お伺いしたいと思いますけども、目標年次というのが、おおむね20年後ということで挙げられておりますけども、例えば、定住環境の整備は上下水道の施設とか環境衛生の施設ということを、もう少し活字的に、ちょっと具体的に

いいですか、施設ですので何年頃ということ挙げていった方が良いかないという感想でしたけども、その辺いかかでしょうか？

会長) 事務局の方いかがですか？

都市整備課長) 定住環境の部分かと思われませんが、22ページの基本的な方向性のところに書いてございまして、具体的なスケジュール等については、花巻市汚水処理基本計画で詳細に計画が立てられてございます。それをあえて、ここにもう一度掲載するということは、今回行っておりませんで、それらを踏まえて、ここで告示しているのは、効率的な整備及び効率的な維持管理を進めて参りたいという方向性を告示しているという内容でございます。

会長) よろしいでしょうか？

藤原委員) はい。

会長) それでは、松田昇委員お願いします。

松田委員) 私もざっと目を通しただけで、素人ですからちょっと解らないんですが、都市計画マスタープランというのは、まず、総合計画というのがあって、国土利用計画花巻市計画がありますし、どこに位置しているのかというのが解らないんですね。そのことを、ご説明を頂きたいと思えますし、これは、基本的には自分が住んでいるところが20年後には、どう変わっていくのかということと理解して良い訳でしょうか？そうすると、解りやすく今の位置付けとか、20年後にはどう変わっていくのかという、これから個別ことがあるし、行程表というのがあるでしょうから、それについて一人一人市民の皆さんが、解りやすくというのが必要だと思います。私もざっと目を通して、何れは花巻市もコンパクトシティに、4つの地域に人口集積を図っていかねばならないんですけども、それがコンパクトシティを目指しているのか、まだ、今の時期には27のコミュニティーで、それぞれの伝統・歴史がある特性を活かして、そこに住んでいくのかと、こういうことであろうかと思いますが、その違いをご説明を頂きたいと思えます。それからもう一つ、人口の推計で世帯数、産業、これは我々が見ているよりも人口減というのは、進んで行くんじゃないかと思うんですが、その点についてもよろしく願います。

会長) 取りあえず都市計画の位置付けについて、2ページに出てますけども、事務局の方から今のご質問に沿った回答を、よろしいですか？

都市整備課長) はい。それでは、2ページの都市計画マスタープランと他の計画との関係のところでの内容について、補足説明をさせて頂きたいと思えます。都市計画マスタープランが、真ん中に緑で書いてございまして、これが、都市計画区域がある市町村が定めなければならないくて、今回合併しましたので、市域全体についてを対象として取りまとめてございまして、最終的に、このマスタープランの基本的方針が、個別の都市計画で、下の青で書かれていますが、効果を発していくのは、都市計画区域内のこうした個別の都市計画に関してでございます。ただ、それらを定めるにあたっては、上の自治法に定められております市町村の基本構想、いわゆる花

巻市総合計画でございます。これに則さなければならないという法律、都市計画法に定めがございますし、併せて土地利用に関しては、国土利用計画法というのが上位の法律でございますので、それらにも合致しなさいよという関係図を、ここに示してございます。

会長) はい。その上で、なお且つ、岩手県の都市計画区域マスタープランと整合を図っていくという事になる訳ですね？

都市整備課長) はい。それでは、今度は右側の部分の黄色の岩手県計画との整合性について、ご説明をしたいと思います。先程、部長からも説明がありましたけども、都市計画区域を定めるのは、岩手県知事でございます。その都市計画区域の設定にあたりまして、黄色の下の段の都市計画区域マスタープランというのがございまして、これは都市計画法第6条の2に都市計画区域を設定する場合、その区域の整備、開発及び保全の方針を定める。これは、都市計画決定でございます。今、合併した市町村はマスタープランの策定を、どこでもやっていますが、それと併せて岩手県の方で区域マスタープランの策定にあたっておりまして、これが都市計画決定でございますので、これと市のマスタープランとは、お互い整合が取れなければなりませんし、逆に市の方でマスタープランを、こういうふうにして欲しいという提案も出来るという内容になってございます。県の方では、この区域マスタープランの都市計画決定事項プラス、岩手県都市計画ビジョンというのを定めておりまして、この二つで岩手県都市計画マスタープランということで、これらとの整合性について、お互い疎通して作るという関係になってございます。

会長) はい。それでは、松田委員から質問がございました、20年後にどう変わっていくのかということと、今現在の位置付けということで、どう考えたら良いのかということに関する質問ですが、それに対する説明を願います。はよろしいでしょうか？

都市整備課長) はい。都市計画マスタープランの目標年次が、概ね20年後ということでございまして、これは都市構造図にあります通り、大きな道路とか、土地利用のすみ分けとか、そういう骨格的なものを定めるということでございますので、長期的な視点に立って定めるということでございます。これらを受けて、今後個別の都市計画で定める、用途地域とか、都市施設である都市計画道路とか公園とか、それらが、今後この方針を受けて変更等定めることがあれば、それらに影響するという内容でございます。皆さんの市民生活ではどうかということになりますと、ネットワーク等の道路整備が影響してくるのかなと思いますし、もう一つは、土地利用では、用途地域等が定められれば、家を建てたりする時に建てたい用途について、色々縛りが、これらの基本的方向性の中で出てくるということと、今回は、花巻と東和の都市計画区域の統合ということを第一段階で進めますけども、今後、新たな都市計画区域編入・除外等がありますが、それらが出てきますと、色々建築確認行為等において、市民の皆さんの経済活動等に影響と言いますか、あるべき姿に進む様なコントロールはされていくというふうな考え方でございます。

会長) はい。その次に人口の推計・世帯数の件ですけども、それはデータとして添付されている箇所があるかと思いますが、10ページですか、将来フレームということで、将来ですので、あくまでも20年後を想定した将来人口、推計値ですよ、それから世帯数ということなんですけども、それは花巻市全体となる訳ですよ？それで、実際に住んでいる方からすると、もっと

もっと人口が減っていくんじゃないかなということなんですが、その変化率の想定というか、考えられた要因・要素、その辺はどんなふうを考えられましたでしょうか？

都市整備課長) はい。先程説明を端折ってしまいましたが、これからの都市構造を定めるにあたっては、重要な要素であります将来フレームということの部分でございますが、ここでお示ししている人口・世帯数フレーム、それから産業別就業者数ということで、お示ししている通りでございます。少子高齢化の人口減社会に沿った数値になってございまして、下の欄外のところにご説明があります通り、平成 17 年は国勢調査、平成 27 年総合計画は 10 年スパンでございますので、27 年は目標値、平成 32、37 は、本計画でのあくまでも推計値でございます。産業別就業者数につきましても同様の内容となっております。

会長) 人口、産業別就業者数とも基準が平成 17 年、2005 年をベースにして推計をしているという訳ですね。そうすると、推計をする場合の基準値設定の場合、過去 10 年とかということでの平均値を取ってきて、それでこの基準となっておりますよという立て方にはなっている訳ですね。

都市整備課長) 基準は、直近の 17 年国勢調査ということと理解しておりますが。

会長) はい。そういうことですが、松田委員よろしいでしょうか？コーホート要因法という方法で推計していますということではか言えないと思いますけれど。

松田委員) はい。

会長) ただいま三点説明がありましたが、行程表については、先程の個別の都市計画ベースで考えていた時の行程表ということでございますので、これは、マスタープランの次の段階の計画の行程表ということで考えて頂ければよろしいかということのようです。それでよろしいでしょうか？

松田委員) はい。

会長) 取りあえずご質問に対してのお答えになっておりますか？

松田委員) はい。

会長) それでは、小原雅道委員からでしょうか？

小原委員) はい。マスタープラン全体に言えることかもしれませんが、例えば 6 ページ、8 ページにあるように、国土連携軸、都市連携軸等々四つの連携軸があります。そして、またゾーニングということで、五つのゾーニング、中山間地居住ゾーンとか工業・流通ゾーンとある訳でありますけれども、それらを設定するメリットは何なのかというのが一点と、もう一つは、質問というよりは確認かもしれませんが、国・県の事業導入にあたっての、マスタープランそのものが、事業予算の流し込みのための、簡単に言うと、目安・方向付けのプランと捉えて良いものかどうかと、その点についてご質問いたします。

会長) 今のご質問については、5、6、7ページで取り上げられている都市構造ということでの主要な要素、拠点とか軸、ゾーンをキーワードとして、各都市機能集積地を区分していますけど、それについてのメリットはどういうところなのかということによろしいですか？

小原委員) はい。

会長) では、まずそれからお答え頂けますか？

都市整備課長) はい。都市構造の中の要素についての設定のメリットといううちで、特にご指摘があったのはゾーン、土地利用の関係かなと解釈しましたがけれども、土地利用につきましては、国土利用計画花巻市計画とゾーニングはまったく同じでございますが、なぜ、そういうふうな分け方をするのか、設定するメリットということでございますけれども、今回の都市計画マスタープランでございますけども、要は、都市計画的土地利用をする部分と、農業的土地利用と言いますか、森林土地利用とかの調整が、国土利用計画でなされることになってございますので、将来的にこのエリアは都市的土地利用をするんですよというところを、大括りで整理しておいて、個別に色々な事業が入ってきた時に、土地利用を実際に転換しようとした時には、こういうところで位置付けておくと、調整に向けての円滑化が図られるというメリットがございます。それからもう一点は、軸とかゾーンとか拠点とかという位置付けをやることによって、国・県等の事業導入との関係ということがございますけども、個別の事業が今までは、全部一件一件補助事業ということございましたが、今度、全部一体の制度となる様ですけど、まだまだ個別採択の時点での、効果等のチェックが入ると思われまますので、そうした場合にマスタープランで位置付けられていますよということは、非常に重要な内容となっております。以上でございます。

会長) 7ページの都市計画の目標というのがありまして、目標を達成するために逆読みで考えていくと、ゾーンと軸とそれから、キーワードとして拠点という言葉が使われている。そういったことで区分されている訳ですが、この区分の仕方は、国や県のマスタープランづくりとほぼ一致しているかどうかというご質問ではなかったですか？そうでなくてよろしいんですか？たぶん、そういうことであるとすれば、国・県が作るマスタープランと事業予算の関係で、市が立てられた計画における事業予算との整合性が取れるからという意味で、メリットがあるかどうかというご質問だったような気がしますが、よろしいんですか？

小原委員) だいたいそうでありますけども、結局、国・県の事業を導入する場合に、このマスタープランを立てていることによってのメリットということをお聞きしたいということでした。

会長) 事務局の方から説明願います。

都市整備課長) はい。都市計画マスタープランは、都市計画区域を持っている市町村が立てるという、義務では無いんですけど、努力規定で作らないことも自由なんですけど、都市の構成をきちんと整理して、重要な施策はこうですよというふうに図書にしたものが、あるとないとは、具体の事業で都市計画マスタープランのどこに位置付けてありますかということが、しばしば、事業の要望等採択の段階でございますので、それが本来の方針ではないと思えますけども、実

利的には、そういうメリットはございます。

会長) よろしいですか？

小原委員) はい。

会長) それでは、照井明子委員いかがですか？

照井委員) まず、初めに、この計画はコンパクトシティのまちづくりへの転換が示されているというふうに受止めました。その背景にある理由を、まずお尋ねしたいと思います。それから、今後 20 年後に渡る計画に繋がるということですが、合衆市構想というのが、これから展開されていく訳ですが、合衆市構想と都市計画マスタープランとの関係について、若干何か特徴的なことがあれば、お示し願いたいと思います。今度の計画を見ますと、はっきりと振興センターについては、きちんとした標記がされておる訳ですが、総合支所については記されていないということで、なぜかということもお尋ねしたいと思います。それから、住民参加の観点から、今後のまちづくりを住民参加の基で行われていくと思いますが、今回様々な、振興センターを始め、市民からの意見を頂戴いたしまして、この様にパブリックコメントが寄せられたということは、大変評価出来ることだと思いますが、一部の方から説明会・懇談会が行われる時に、時間設定が非常にまずかったんじゃないかという意見も頂いておる訳ですが、その点についてどうだったのか、また、意見の反映は、どの様な形でどこに反映されているのかお尋ねしたいと思います。

会長) はい。まず、それではコンパクトシティのまちづくりに関する背景という点から進めてよろしいですか？

照井委員) はい。

会長) では事務局お願いします。

都市整備課長) はい。それでは目標等に掲げておりますコンパクトシティということについての説明をしたいと思います。パブリックコメントの実施結果の中でも、その辺について市の考え方を、一番詳しく書いてございますのが 15 番ですが、コンパクトシティというのはですね、皆さんは、どうしても都市形態、都市の形がコンパクトシティだと、具体的に言いますと、15 番で書いてあります通り、一極のところは人口や諸機能を高密度に集積して、それから同心円状に密度が低くなっていく、そういう都市イメージがコンパクトシティだということでございますけども、都市計画でのスタンスと申しますか、こういうマスタープラン何かでの考え方はですね、都市づくりのスタンスがということでございまして、形がこういうことだというのではなくて、要するに今回も示してございますけども、拠点というのを設定しまして、そこに都市機能を集約・促進する地域を拠点として、そういう拠点を有機的に連携させると、そういう集約型都市構造を目指すというのがコンパクトシティの基本的なスタンスでございまして、今回のマスタープランにおいても、その様な都市構造を目指したいということで、どうしてもコンパクトシティと言いますと、プラス中心市街地活性化という連携でございまして、それは、

都市づくりの考え方ではイコールではない。そういうことで、前回のも継承しておりますので、大きな、そういう都市づくりの形としては、変更ではないですけども、新しい括り方としてコンパクトシティという言葉を使わせて頂いてございます。

会長) はい。それでは、先程の質問の中で振興センターが出てるんだけど、総合支所が記されていないという質問でしたが、それはどうですか？

都市整備課長) はい。コミュニティー拠点ということで、これは都市構造の一つの地域の核とするという位置付けでございまして、合衆市構想との連携までは、今回のマスタープランではイメージしたものではないということでございます。

会長) はい。それでは、住民参加のまちづくりという発想の中で、今回パブコメをやっている訳ですけども、ご説明をするサイドの時間設定がまずかったのではないかとようなことがあったということなんですが、その点はいかがですか？

都市整備課長) はい。この点につきましては、実施結果の6ページの112番にご意見として説明会会場に出てまして、平日の日中ではない現役世代が出席出来るような配慮が欲しいというご指摘がありまして、それにつきましては、今後配慮して参りたいという考え方でございます。

会長) はい。パブコメで出た色々なご意見に対する対応というか、取組みについて、もう既にされているのか、これからしようとされているのか、そしてどの様に対応されるのかということについていかがですか？

都市整備課長) はい。パブリックコメントを実施した意見の反映等の内容についてでございますが、11月に議会等で説明した内容と、今回あちこち変わってありますが、それらは意見を踏まえて変えている部分がございます。細かくは、説明すると膨大な時間がかかりますが、先程、各章毎の意見件数を示してございましたが、それでいきますと、トータルで意見を踏まえて反映してものが24件ございます。全体で。それから、ご意見は頂きましたが趣旨は反映済というのが10件ございます。それから、それ以外につきましては、今後の個別計画等で配慮して参りますという等で、参考意見との整理でございます。それで、反映した部分の主なものについては、実施結果の市の考え方ところで、具体的に言いますと11番12番の様に、「修正します」とか「示します」、それから2ページに参りますと、23番とか27番「対応します」、それから32番ですね。こういうふう全部こういう記述で24箇所ございますけども、そういう内容で反映してございます。

会長) よろしいでしょうか？

照井委員) はい。それでは、意見でございますけども、やはり私は総合サービス拠点というふうに位置付けるのであるならば、やはり総合支所ということもきちんと明記すべきだという意見を申し上げたいと思います。それから、住民参加の今後の進め方、43ページに関わってきますけれども、「まちづくり支援」とか「まちづくり協定」という言葉で表現されております。具体的には、どの様なまちづくり支援をしようとしているのか、また、まちづくり協定というのは、

どの様なことなのかをですね、お尋ねしたいなと思っております。それから、このマスタープランは計画はされたけれども、このプランに沿って開発行為が行われるということがあった場合、地域の方々のトラブル・紛争が起きた場合、どの様にマスタープランというものが位置付けられて、そして効力があるものなのか、また、ないものなのか、その点についてもお尋ねしたいないうふうに思います。

会長) この点はいかがですか？

都市整備課長) 三点程頂きました。総合支所の位置付けにつきましては、総合サービス拠点の行政機能を担うところとして、記述としては書いてございませんけど、我々としてはそういうふうに位置付けてると考えてございます。それから住民参加の部分の支援とか住民協定の部分に関してですけれども、市ではアドバイザー制度とかはとってございませんけれども、そういう制度の活用等が、今図られております。まちづくりをしたい時に、ノウハウを持っている方をアドバイザーとして派遣するという制度は、今県の方では持っておりますので、それら等の活用をしていきたいと思っておりますし、住民協定等につきましては、花巻市では駅前に建築協定がございまして、もっと進んでいるのが地区計画なんですけど、そういうことは具体的に今もやっておりますし、これからは景観法の関係で景観協定という制度もありますので、それらがそういう内容になってくるのかなと思っております。それから、マスタープランと具体の民間の行為との関係かと思われましても、開発行為も都市計画法の行為でございますので、マスタープランの方向性の則さないものは出来ないというふうになってございます。

会長) 想定していた会議の時間が大体午後 5 時位までかなと思っておりました。それでは、次へ移らせて頂いてよろしいですか？

照井委員) はい。

会長) それでは、阿部一男委員いかがですか？

阿部委員) はい。それでは、四点お尋ねいたします。まず 12 ページなんですけれども、都市機能の集積を図るエリアというところがありまして、それが東が北上川、西が東北自動車道というところで括られている訳です。具体的な計画というのは、どの様なものか。無ければですね、いまのところは無い訳なんですけれども、今後どの様な形で、これを補完していくということになるのか。因みに前回の 10 年前に作られたマスタープランでは、中心市街地の活性化計画が、かなりきめ細かく、旧花巻市の中心市街地でありましたけれども、今回そういった記述が無い訳です。そういうのを具体的に解りやすく設定するべきじゃないかと思っておりますので、その点について、まず第一点です。それから 17 ページに、都市計画決定後に長期にわたって未着手になっている都市計画道路の関係ですけれども、検証したうえで体系的な見直しを図るということなんですけれども、何路線位そのような未着手があって、見直す場合どの様な視点から見直そうとしているのか、お考えをお聞きます。それから三つ目ですが、照井委員からもコンパクトシティの関係で、22 ページに色々コンパクトシティのことも示されておりますけれども、まち中の居住ということで、かなりこの点が重視されていると思えました。それで、具体的に花巻では、今回の計画で何箇所ぐらい想定し、どんなまちを想定しているのかということをお聞きます。

四つ目ですけれども、33 ページに中部地区の計画が示されております。花巻市の総合計画では、花巻の南地区において、南の産業文化交流拠点地区ということで位置付けられておりますけれども、今回この都市計画には、この産業文化交流拠点地区というのは示さないのか。特に、今都市計画道路が工事中なんです、それと連携させて発展させるという必要があるかと思うんですが、その辺のお考えはどうなんでしょうか。以上四点です。

会長) マスタープランの 12 ページ、17 ページ、22 ページ、33 ページに関連する質問ですが事務局をお願いします。

都市整備課長) 中心市街地についての考え方でということで、市長の挨拶でもございましたが、この考え方につきましては、先程から言っているコンパクトシティの一極集中型じゃないよというのが、今回の基本的なマスタープランのスタンスでございまして、そういう関係から、そういう都市構造にしておりますし、旧花巻市の都市計画マスタープランでは、旧法の活性化法に基づく活性化計画がありまして、それらの事業が立ち上がった段階だということで、それらを載せた関係でございすけれども、今回は、そうしたものがまだ動いていない段階なので、今回は基本的な方向性だけを示すということで、ご理解を頂きたいと思っております。街路の関係でございす、未着手路線については把握はしてございせんけれども、都市計画決定をしてから大分経ってまだ未整備だということがありまして、それらの見直し、皆さんの土地利用に影響してございすので、それらの見直しは必要だということでございす。見直すにあたっての基本的な考え方を、まず設定してやっていかないとまずいのかなということで、大きくは交通量等の配分関係が影響してくるのかなと思っておりますので、具体的にはその辺から進めていくのかなと考えてございす。次は、コンパクトシティについての、22 ページの基本的な方向性の点の三つ目の内容になるかと思っておりますけど、ここでは、何箇所ということは想定していませんが、基本的には、定住環境というか都市的土地利用を積極的に進めなければならないということで、用途地域を定めてございすので、それらについては、優先して当然ここに書いてある都市づくりを進めるということでございまして、次の四つ目の花巻南の拠点地区についての位置付けが無いということでございす。それについては、この範疇に入るのかなと、特定の地域はここで記載してございせんけれども、そういう地域は用途地域になってございすので、こうした定住の促進を図る優先的な、ましてや土地利用の中でも示しておりますエリアですので、そういう方向で進めたいと思っております。それから、言葉として載せている部分としては、地域別に入りますけど、33 ページの中部地域等においては、花南のうち上諏訪等も優良な開発が見込まれるという時は、そうした利用を誘導しますという、若干ですけれども地域名も載せてございす。

会長) はい。よろしいでしょうか？

阿部委員) 今の、後半のコンパクトシティの関係ですが、これはより多くと言いますか、花巻市として今後、この都市計画マスタープランの中では、出来るだけ多くコンパクトシティみたいな形を進めて行くという様に考えれば良いのかということ、箇所数は今のところ解らないということですので、そういうふうに見て良いのかどうかということ。それから、中心市街地の部分なんです、一極集中じゃないということで、私も四つあると考えております。それで良いと思っておりますけど、今回、具体的な計画は市長のお話によりまして、色々検討したけれども

時間の関係で載せられなかったと、だとすれば都市計画マスタープランの改定は、その都度行われるようでは、決まった段階では、それを示して行く必要があるかと思えますけれども、それについて今後の見直しについてどうなんでしょうか？その二点です。

会長) はい。今後の見直しを含みいかがですか？

都市整備課長) コンパクトシティの関係でございますけれども、これにつきましては、基本的な方向、目標等でも示してございますし、中心市街地につきましても、パブリックコメントの実施結果でも、一極集中ではないけれども、そうした都市構造の中でコンパクトな都市づくりを進めて参りたいと考えてございます。基本的な考え方でございます。それから見直しについての内容方でございますけれども、先程示しました 43 ページの第 4 章の最後のところでございます。基本的な施策に変更が生じた場合には、必要に応じて見直しを行いますということで、当然そうした事由に該当するものがあれば、当然変更して参りたいと考えております。

会長) はい。それでは、ここで締めさせてもらって、次は、今日出人委員の代理の方で藤田公典調査第二課長さん。

藤田公典代理) 16 ページの交通ネットワークの概念図なんですけど、これは、既存施設・都市計画道路がほとんどだと思うんですけど、この中に構想ルートがあるかどうかだけ確認したかったのですが。

会長) はい。いかがですか？

都市整備課長) 基本的な理念として、既存の社会資本を活用するというところでございますけれども、構想ルートが一本ございます。18 ページの交通体系整備方針図のところ、具体的に書いてございますけど、新花巻駅の東側に小山田駅がございますけど、そこから東と大迫を結ぶ県道へのショートカット道路ですね、これを大迫花巻間アクセス強化道路ということで、構想路線となっております。

会長) よろしいですか。ありがとうございました。それでは、阿部裕行委員から。

阿部委員) 私の方は、保健医療に関わる部分というところが大きくなって参りますので、26 ページになります。安全・安心の都市づくりというところで、少し思っているところなんですけども、医療・福祉施設へのアクセスというところで、先程松田委員からも人口の見直しについて、大体 35% ぐらいの高齢化率というのが地域としてはあるんでしょうけど、特に山の方に行けば 50、60 と、これから大きくなってくるんじゃないかというのがあります。そういった意味では、例えば、大迫の問題が、何時も県立病院との関わりでクローズアップされますけども、そういうところの問題とアクセスというところの構想はどうなのかというところをお聞きしたい。18 ページのところ、交通体系整備方針図というのがあるんですけども、こういったところで、特に大迫に光を当ててみたい部分なんですけども、岩手県中部としては、医療圏の問題として花巻・遠野・北上・西和賀というところで、中部医療圏を設定しておりまして、ひかん病院としては中部病院ということになっております。そういう中で、中部病院へいち早くという

ルートは、例えばバイパス等というのが想定される訳なんですけども、例えば大迫に関して言えば、盛岡圏が多いと。それから一部は遠野の流れると。それから中部病院に流れると。こういった路線が考えられますけども、こうした交通体系路線に関して、大迫からのアクセスをこういったところに、どういうふうに表示をしていくのか、あるいはされているのかと、そういったところについて伺いたい。これが一点で、もう一つですね、下のところに都市計画道路整備事業山の神藤沢町線というのがありますけども、これが花巻市から直接中部病院に行ける路線になるのかなと見てますけども、これは市を跨ぐということもありまして、その行き先が、全体としての中部医療圏としての位置付けの中になされているかどうか、その二点について、大迫と山の神藤沢町線の地域連携について伺いたいと思います。

会長) いかがですか？

都市整備課長) はい。安全・安心の視点での医療施設へのアクセスという、交通体系との関係でございまして。第一点が、大迫地区とのアクセス性、拠点病院である中部病院とということでございまして、これにつきましては先程、構想路線で説明しましたけれども、ショートカット道路等の整備によりまして、バイパス経由の方は、こちらに誘導、時間短縮をしたいという考え方でございまして。それから、東和での説明会の意見でございまして、中部病院へのアクセスということがございまして、それにつきましては、パブリックコメントの 93 番でございまして、ここに市道上浮田北上線県道昇格への推進ということで、これが今市道でございまして、これを行くと村崎野から中部病院へ最短距離で行けるルートでございまして、これらの昇格等を含めて、時間短縮のアクセス性の向上に位置付けたいと考えてございまして。それからもう一点が、花巻に中心部から中部病院へのアクセスでございまして。都市計画道路の関係ですけれども、この路線について、花巻分についてと、花巻市境から北上市から中部病院に行く流通センターの交差点までの都市計画決定の延伸等を、平成 19 年に行ってございまして、花巻市は今現在、平成 23 年度内と考えていますけど、目指して整備してございまして。北上市については、若干遅れてございまして、平成 22 年度から調査を行うという、路線測量等ですね、そういうことを伺っておりますので、ちょっとタイムラグが出るとは思いますが、そういった直結道路が位置付けられると思っております。

会長) はい。よろしいですか。それでは、神田秋雄交通課長さん。

神田秋雄代理) はい。私の方からはありません。結構です。

会長) それでは、奥山委員さんいかがですか？

奥山委員) はい。都市計画マスタープランとして、基本的な方針であるということと、パブリックコメントをやって、それについては、これに反映されているということと、まず確認しております。今後は、個別の都市計画のときにですね、具体的なものが、はっきり出てくるのかなと期待しております。一点だけ、冊子の凡例、例えば、32 ページの円の点線というのが拠点を表しているかなと思っておりますけれども、例えば、真ん中辺りに高村山荘のところに、紫色の点線なんですけども、これを、あちこち見ても凡例がないので、見落としているかもしれませんが、そこをちょっと教えてほしいです。

会長) はい。いかかですか？

都市整備課長) はい。マークの位置付けが無いというご指摘でございます。都市構造のところでは、このヒマワリマークの様なものは、拠点マークになってございます。ちょっと紛らわしくなっていましたけれども、分野別と言いますか、地域別では凡例が無いということですが、文化施設とか緑地とかの集積箇所と言いますか、そういうところを目立たせようとして括ったということでございます。ちょっと見やすくしたと、ただ、赤の総合サービス拠点については、まったく拠点の位置付けでございます。

会長) はい。そういうところを解りやすく配慮したということですね。では、皆さんのご質問をひと通り承ってきた訳ですけども、時間がかかなりオーバーしておりまして、全体を通して見て、何かご意見等ございましたら、個別に市の事務局の方に出して頂いて、パブコメ方式でご回答頂くと、さらに問題がありましたら、ご意見等も含めて頂くということで、この会議以降については、そう対処して頂いて、今日の審議会の皆さんのマスタープランに関してのご意見を公開するという会議は、取りあえずこれで閉会させて頂きたいなと思っておりますが、よろしいでしょうか？

【異議なしの声】

会長) 大変長時間、時間を頂きましたが、これで、本日の審議会等における意見ということの集約はなかなか出来かねますが、小原委員と奥山委員に議事録署名をということで、お願いしてございますので、それを含めて検討させて頂いて集約して頂くというふうに思っておりました。ご了解頂けますでしょうか？

【異議なしの声】

会長) これで本日の審議会は終了させて頂きます。ありがとうございました。

進行 都市整備課長補佐) 藤田会長、ありがとうございました。委員の皆様、大変ありがとうございました。それでは、これを持ちまして花巻市都市計画審議会を閉会いたします。大変ありがとうございました。

5 閉 会

進行 都市整備課長補佐) 藤田会長、ありがとうございました。委員の皆様も大変ありがとうございました。それでは、これを持ちまして花巻市都市計画審議会を閉会いたします。

会議録署名委員	
---------	--